岬町告示第７９号

介護保険法第７８条、第７８条の１１及び第１１５条の１０の規定による公示

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条第２号、第７８条の１１第２号及び第１１５条の１０第２号の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を下記のとおり公示する。

令和８年１０月１３日

岬町長　　田　代　　堯

記

１	事業者の名称	株式会社イーストオン
２	指定に係る事業所の名称	①さざ波訪問看護ステーション ②看護小規模多機能型ホームさざ波
３	指定に係る事業所の所在地	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川 １８４７番地の４０
４	サービスの種類	①（介護予防）訪問看護 ②看護小規模多機能型居宅介護
５	廃止年月日	令和８年１０月３１日